

保存版

令和6年 年金カレンダー 2024

月	年金の定期支給関係		送付する書類など	
1	9日	受取金融機関変更 (2月定期支給から)の締め切り日	中旬	老齢・退職の年金の受給権者へ「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」(窓あき封筒)を送付します。 「共済だより第78号」送付
2	15日	定期支給 (12月・1月分)	16日	確定申告の開始
3	12日	受取金融機関変更 (4月定期支給から)の締め切り日	15日	確定申告の締め切り日
4	15日	定期支給 (2月・3月分)		
5	7日	受取金融機関変更 (6月定期支給から)の締め切り日	下旬	「共済だより第79号」送付予定
6	14日	定期支給 (4月・5月分)	中旬	「年金送金のお知らせ」(圧着ハガキ)送付予定
7	9日	受取金融機関変更 (8月定期支給から)の締め切り日		「年金送金のお知らせ」は原則年1回、6月定期支給期に送付します。以降は、送金額等に変更がある場合に限り送付します。
8	15日	定期支給 (6月・7月分)		私学事業団では、年金受給権者の生存確認を住基ネットで行っていますので、次の場合を除き「現況届」の提出は不要です。 現況届の提出が必要な人 ●加給年金額対象者がいる人 ●住基ネットによる生存確認ができなかった人
9	10日	受取金融機関変更 (10月定期支給から)の締め切り日	中旬 下旬	老齢・退職の年金の受給権者で源泉徴収対象となる人へ「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(窓あき封筒)送付予定 「共済だより第80号」送付予定
10	15日	定期支給 (8月・9月分)	中旬	「扶養親族等申告書」提出期限
11	5日	受取金融機関変更 (12月定期支給から)の締め切り日		
12	13日	定期支給 (10月・11月分)		
令和7年 1	7日	受取金融機関変更 (2月定期支給から)の締め切り日	中旬	老齢・退職の年金の受給権者へ「令和6年分 公的年金等の源泉徴収票」(窓あき封筒)送付予定 「共済だより第81号」送付予定

※事情により日程が変わることもあります。

こんなときは

- 年金受給権者が死亡した
- 遺族の年金の受給権者が結婚(再婚)した
- 受給している年金とは別の事由による年金が受けられるようになった
- 国会議員又は地方公共団体の議会の議員になった
- 加給年金額対象者である配偶者や子が死亡したり、生計維持関係がなくなった
- 加給年金額対象者である配偶者が公的年金制度から算定期間が20年以上(期間を合算する要件に該当し、20年以上となるもの、又は特例で20年以上とみなされるものを含みます)の老齢・退職の年金又は障害の年金を受けるようになった

電話又は文書でご連絡ください

お問い合わせの際にはお手元に
年金証書記号番号のご用意を
●あなたの基礎年金番号と年金証書記号
番号をこちらへ記入しておきましょう

あなたの
基礎年金番号あなたの
年金証書記号番号

老齢・遺族・障害の種別を識別する番号です	年金証書記号番号									
種別	記号番号	区分								
6	1	-	9	9	9	9	9	9	B	A～Fが 入ります

個人を識別する番号です

裏面に年金受給権者の手続きや届け出の一覧と連絡先があります。



こんなときは

こんな手続き・届け出を

◆受取金融機関を変更したい	▶ 年金受給権者 受取機関・氏名変更届 DL
◆氏名を変更した	
◆転居した・住所等の表示が変わった ※住基ネットの情報で確認できた場合、原則として届け出は不要ですが、確認できるまでの間は通知書等を旧住所に送付することがありますので、ご了承ください。	▶ 年金受給権者 住所変更届
◆年金証書を紛失・破損した	▶ 年金証書の再交付依頼
◆年金受給権者が死亡した	1. 年金受給権者の死亡届 2. 未支給年金・未支払給付金の請求（請求できる人がいる場合） 3. 遺族厚生年金の請求（遺族がいる場合）
◆遺族の年金の受給権者が結婚（事実上の婚姻関係を含みます）をした	▶ 遺族の年金の失権の届け出
◆遺族の年金の受給権者が直系血族及び直系姻族以外の人と養子縁組（事実上の養子縁組を含みます）をした	
◆加給年金額対象者が死亡した	▶ 加給年金額の対象者不該当の届け出
◆加給年金額対象者との生計維持関係がなくなった	
◆加給年金額対象者である配偶者と離婚をした	
◆加給年金額対象者である子が結婚をした	
◆加給年金額対象者である配偶者が65歳になった	▶ 手続き不要 (私学事業団で自動的に決定し、支給額をお知らせします)
◆加給年金額対象者である子が18歳の年度末に到達した	
◆加給年金額対象者である配偶者が、算定期間が20年以上（加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や、20年未満であっても特例により20年とみなされる場合を含みます）である老齢・退職を事由とする年金の受給権を有するようになった	▶ 加給年金額の支給停止の届け出
◆加給年金額対象者である配偶者が、障害を事由とする年金の支給を受けるようになった	
◆私学に再就職し加入者になった	▶ 手続き不要（学校等から提出される再資格取得報告で確認、決定し、支給額をお知らせします）
◆私学以外に再就職し、厚生年金保険の被保険者等になった	▶ 手続き不要（日本年金機構や公務員共済との情報交換で確認、決定し、支給額をお知らせします）
◆国会議員又は地方公共団体の議会の議員となった	▶ 在職支給停止の届け出
◆受給している年金とは別の事由による年金が受けられるようになった	▶ 年金受給選択の申し出
◆65歳未満の老齢・退職の年金の受給権者が雇用保険（基本手当・高年齢雇用継続給付等）の給付を受けた	▶ 雇用保険の給付を受給中の支給停止の届け出（平成27年10月以降に受給権が発生した老齢厚生年金については原則届け出は不要です）
◆障害の年金の受給権者の障害の程度が重くなった	▶ 障害の年金の額改定請求
◆65歳以降、繰下げ待機をしている老齢・退職の年金を受給したい	▶ 老齢 基礎厚生 年金裁定請求書/支給繰下げ請求書（様式第235-1号） DL (受給開始を希望する月の前月中に申し出)
◆年金受給権者が1か月以上所在不明となった	▶ 所在不明の届け出

これらの手続きが必要な人には、
自動的に手続き書類を送付します

◆年金受給権者の生存の確認	▶ 住基ネットで生存の確認ができなかった人のみ誕生日に現況届を提出
◆加給年金額対象者の生計維持関係や年金受給状況等の確認	▶ 誕生日に加給年金額対象者に関する現況届を提出
◆障害の状態の確認	▶ 誕生日に障害再認定のための診断書を提出（毎年とは限りません）
◆在職中の老齢・退職の年金の受給権者が退職して加入者でなくなった	▶ 平成27年10月以降の加入者期間があり、65歳以降で初めて退職した人⇒退職等年金給付の決定請求
◆在職中の老齢・退職の年金の受給権者が70歳になった	▶ 退職等年金給付の決定請求
◆老齢・退職の年金の受給権者が65歳になった	▶ 老齢厚生年金の本来支給の決定請求・支給繰下げ希望の届け出
◆源泉徴収のための扶養親族等にかかる申告	▶ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出

年金に関するご質問やご相談は 共済事業本部又はガーデンパレス共済業務課にお問い合わせください

受付時間 月～金曜日 9：00～17：15（祝日及び年末年始を除きます）

注1 お問い合わせの際は、「年金証書記号番号」又は「基礎年金番号」が確認できるものをお手元にご用意ください。

注2 電話番号をお間違えのないようにお願いします。

照会先	電話番号	所在地	様式用紙等の請求方法
共済事業本部（代表）	03(3813)5321	〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5	届け出に必要な様式用紙等は、左記へ電話又は文書にて請求してください。
札幌 ガーデンパレス	011(222)6234	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目	文書で請求する場合は、次の内容を記入してください。 ①年金証書記号番号又は基礎年金番号 ②氏名 ③送付先住所 ④電話番号 ⑤様式用紙等の名称 ⑥必要枚数
仙台 ガーデンパレス	022(299)6231	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	なお、 DL マークのある用紙は、私学共済ホームページ【様式用紙等ダウンロード】からダウンロードできます。
名古屋 ガーデンパレス	052(957)1388	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13	
大阪 ガーデンパレス	06(6393)9701	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35	
広島 ガーデンパレス	082(262)1134	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21	
福岡 ガーデンパレス	092(752)0651	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15	

